

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年10月29日まで縦覧に供する。

平成26年9月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成26年8月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人農業活性化法人喜望峰

倉岡 和人

高松市一宮町1587番地1

3 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、耕作放棄地の解消と維持管理・農業基盤の環境整備・農業担い手募集による育成支援・農畜産物の生産加工販売・労働者派遣業等に関する事業を行い、農業の向上と活性化を目指すと共に、互助精神からの高齢者の安否確認・災害救援活動・環境保全活動を行う事により、住民の安心、安全の確保に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、耕作放棄地の解消と維持管理・農業基盤の環境整備・農業担い手募集による育成支援・農畜産物の生産加工販売・労働者派遣業等に関する事業を行い、農業の向上と活性化を目指すと共に、互助精神からの社会的弱者の安否確認・災害救援活動・環境保全活動を行う事により、住民の安心、安全の確保に寄与することを目的とする。